

町民健診・胃・肺・大腸・前立腺がん検診・ピロリ菌検査を実施

- と き 8月4日(土)から6日(月)までの3日間
受付時間 7時～10時30分
- ※特定健康診査と合わせて実施します。がん検診は、町民の方であれば加入されている健康保険の種類は問いません。また、町民健診は20～39歳までの方は受診できます。
- ところ 総合福祉センター
- ※6日(月)のみ日ノ出地区ふれあいセンター
- 対 象 今年度(平成31年3月31日までに)で30歳以上の方
- 料 金
 - ・町民健診 1,200円
 - ・胃がん 1,200円
 - ・肺がん 300円
 - ・大腸がん 300円
 - ・前立腺がん 400円
 - ・ピロリ菌検査 300円



- ※誕生検診に該当する方は胃・肺・大腸がん検診を無料で受診できます。(次の生年月日に該当する方)
 - ・昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生まれの方
 - ・昭和48年4月2日～昭和49年4月1日生まれの方
 - ・昭和43年4月2日～昭和44年4月1日生まれの方
 - ・昭和38年4月2日～昭和39年4月1日生まれの方
 - ・昭和33年4月2日～昭和34年4月1日生まれの方
- その他 早い時間帯の申し込みは大変混んでいますので、希望される方は必ず電話などで事前にお申し込みください。
- 申込み・問合せ 福祉保健課健康増進係

肝炎ウイルス検診を実施します

- これまでに、肝炎ウイルスの検査(B型肝炎・C型肝炎)を受けたことがない方は、この機会にぜひ受診してください。
- と き 8月4日(土)から6日(月)までの3日間
受付時間 7時～10時30分
- ※特定健康診査、がん検診と合わせて実施します。町民の方であれば加入されている健康保険の種類は問いません。
- ところ 総合福祉センター
- ※6日(月)のみ日ノ出地区ふれあいセンター

- 対 象 今年度(平成31年3月31日までに)40歳以上の方(今までに肝炎ウイルス検査を受けたことのない方)
- 検査内容 血液検査(B型肝炎ウイルス検査、C型肝炎ウイルス検査)
- 料 金 無料
- 申込み 問診票をお渡ししますので、希望される方は福祉保健課健康増進係までお申し込みください。

エキノコックス症検診を実施します

- エキノコックスという名前の寄生虫がヒトの口から体内に入り幼虫となって、主に肝臓に寄生して起こる病気です。血液検査で早期発見できます。
- と き 8月4日(土)から6日(月)までの3日間
受付時間 7時～10時30分
- ※特定健康診査、がん検診と合わせて実施します。町民の方であれば加入されている健康保険の種類は問いません。
- ところ 総合福祉センター
- ※6日(月)のみ日ノ出地区ふれあいセンター

- 対 象 次の地区にお住まいの小学校3年生以上の方で、過去5年間エキノコックス検診を受けていない方
対象地区：東町、元町、大町、駒里、高園、福野
- 検査内容 血液検査
- 料 金 300円
- 申込み 問診票をお渡ししますので、希望される方は福祉保健課健康増進係までお申し込みください。



■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

受給者証更新のお知らせ 重度心身障害者医療費・ひとり親家庭等医療費・子ども医療費

- 現在交付している各種医療費受給者証の有効期限は、平成30年7月末までとなっています。8月以降の受給者証は7月下旬に発送予定ですが、次の事項に該当する方は7月中旬までに届け出をしてください。
- 転入された方
平成30年1月2日以降に訓子府町に転入された方は、前住所地の市区町村から生計維持者「平成30年度所得課税証明書」を取り寄せて提出してください。

- なお、非課税世帯(世帯全員が住民税非課税)として認定を受けるためには、世帯全員の所得課税証明書が必要です。
- 健康保険に変更があった方
各種医療費助成の対象になっている方で、健康保険に変更があった場合には、速やかに届け出をしてください。
- 生計維持者に変更があった方
- 父子家庭の方も「ひとり親家庭等医療費助成」の対象となります

子ども医療費受給者証は0歳から中学生に交付されます

平成30年8月から子ども医療費助成対象のすべての0歳から中学生のお子さんに受給者証が交付されます。これにより医療機関での支払いが、初診時一部負担金(医科580円、歯科510円)のみとなります。

※柔整(整骨院)の利用は今までと同じく、申請による給付になる予定です。

入院・外来ともに全道の医療機関で使用することができ、役場での払い戻し申請が不要になります。

なお、7月までの医療費の領収書につきましては、8月以降も申請による支給を行いますのでお早めに申請をお願いします。

■問合せ 福祉保健課医療給付係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)

農業者年金に加入しましょう

配偶者・後継者も加入できます 若い農業者の皆さんへ

保険料の負担が大きい方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。

- 政策支援加入の要件
 - ① 39歳までに加入
 - ② 農業所得が900万円以下
 - ③ 認定農業者で青色申告者

区分	必要な要件	国庫補助金額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者		
3	認定農業者と家族経営協定を締結している配偶者・後継者	10,000円(5割)	6,000円(3割)

■加入期間が短くても老後の備えは間に合います

農業者年金の保険料は月額2万円から6万7,000円まで(千円単位)加入者が自由に選択できます。また、保険料額の見直しはいつでもできます。

加入期間が短くても保険料を増やすことで豊かな老後に備えることができます。

※脱退は自由ですが、脱退された場合は一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

節税効果！保険料は全額社会保険控除

■問合せ JAきたみらい訓子府地区事務所 (☎ 47-4824) 農業委員会 (☎ 47-2204 役場2階 窓口2番)

